

多気町縁活コミュニティ団体活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 多気町縁活コミュニティ団体活動助成金(以下「助成金」という。)は、若者を中心とした団体が行う交流・活動を支援することにより、若者同士の「人との縁」を構築するとともに、「地域との縁」を深め、地域コミュニティの活性化に加え、町への定住促進を図ることを目的として、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、多気町補助金等交付規則(平成18年多気町規則第37号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象団体の要件)

第2条 助成対象は、自主的に活動を行う団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 積極的かつ主体的に、継続して活動できること。
- (2) 活動員は5名以上とし、そのうち4割以上が町内に居住する者であり、男女で共に活動ができること。
- (3) 交流・出会いを創出し、地域との縁を深める活動として、町の指導・助言を受け入れられること。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、団体活動に必要で直接的に関係する経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 交流イベント開催に必要な会場使用料
- (2) 交流活動に必要な資料・教材費
- (3) 交流活動に必要な備品購入費
- (4) 講師等の謝金
- (5) その他町長が認める経費

2 助成金の対象外経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食費(ただし、交流イベントに直結する軽食は対象とすることができる)
- (2) 交通費(ただし、活動に必要な移動費は対象とすることができる)
- (3) 団体構成員への給与・報酬
- (4) その他町長が不適切と認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1年度につき最大5万円を限度とする。助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、活動の開始前までに縁活コミュニティ団体活動助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 縁活コミュニティ団体活動計画書(様式第2号)

(2) 縁活コミュニティ団体活動助成金に係る収支予算書(様式第3号)

(3) 縁活コミュニティ団体活動員名簿(様式第4号)

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、縁活コミュニティ団体活動助成金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。また、町長は、交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第7条 助成金の交付について、前条の規定により助成金の額の決定通知を受けた申請者は、町長に縁活コミュニティ団体活動助成金請求書(様式第6号)を提出し請求をするものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、計画した活動が完了したときは、30日以内に縁活コミュニティ団体活動助成金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 縁活コミュニティ団体活動報告書(様式第8号)、活動状況を記録した写真

(2) 縁活コミュニティ団体活動助成金に係る収支決算書(様式第9号)、領収書

(助成金額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、必要な審査を行い、助成金の額を確定したときは、縁活コミュニティ団体活動助成金確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 当初に交付決定された助成金額より、実績報告書に基づき確定された助成金額が低い場合、当該差額を返納しなければならない。しかし団体活動を継続

する場合には、これを繰越すことができる。

- 2 町長は、申請者が助成金を他の用途に使用し、又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、助成金の返還を命ずることができる。

(暴力団等の排除)

第11条 町長は、申請者及び活動員が暴力団等(多気町暴力団排除条例(平成23年多気町条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団等をいう。)に該当すると認めたときは、当該申請者に交付決定を行わないものとする。

- 2 町長は、交付決定した後、交付決定者が暴力団等に該当すると認めたときは、当該暴力団等に係る助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。